

(略)

東京都監査委員	龍	円	あいり
同	小	磯	善彦
同	茂	垣	之雄
同	後	藤	靖子
同	小	粥	純子

令和 7 年 2 月 4 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、江東区が、特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号。以下「N P O 法」という。）に違反した法人 A に対し、同区の事務委託に関する受託者である自治会 B を経由し委託料を支出したことは、不適切な公金の支出に当たるなどとして、当該支出の違法性についての監査をし、関係職員に対する返還請求等の適切な措置を講じるよう求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項による住民監査請求は、違法・不当な財務会計上の行為があると認める普通地方公共団体に対して損害補填の措置等を請求できるものであり、住民監査請求の対象は、当該普通地方公共団体の財務会計上の行為に限られる。

本件請求書によると、請求人は、N P O 法に違反した状態にある法人 A に公金が支出されており、当該公金の適正使用に疑義を生じさせるなどとして、同法人の所轄庁（N P O 法第 9 条）である都に対して、江東区が同法人に支出したとする公金に対する監査等を求めていると解されるが、要するに、本件請求は、同区の委託料の支出という財務会計上の行為及び自治会 B の同法人に対する支出行為を対象としたものであると解されるから、都の財務会計上の行為を対象としたものではなく、都の住民監査請求の対象とはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。